



行政文書開示決定通知書

2 文芸第 3609 号
令和 3 年 3 月 17 日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀章



令和 3 年 1 月 31 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

行政文書の名称	・あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書 (あいちトリエンナーレ実行委員会が、名古屋市に対し負担金請求訴訟で請求する 33,802 千円の請求根拠となる、同会と名古屋市の約定書) ・あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議(平成 31 年 3 月 27 日開催)配布資料のうち議案 1 平成 31 年度事業計画及び収支予算について (2019 年度あいちトリエンナーレ実行委員会と、愛知県及び名古屋市との間で、負担金の負担割合を定める文書。また、利益が発生した場合の利益配分の配分割合を定める文書。)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和 3 年 3 月 17 日 午前 4 時 午後
	場 所	県民生活課(県民相談・情報センター) (愛知県自治センター 2 階)
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 30 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111	

- 注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。